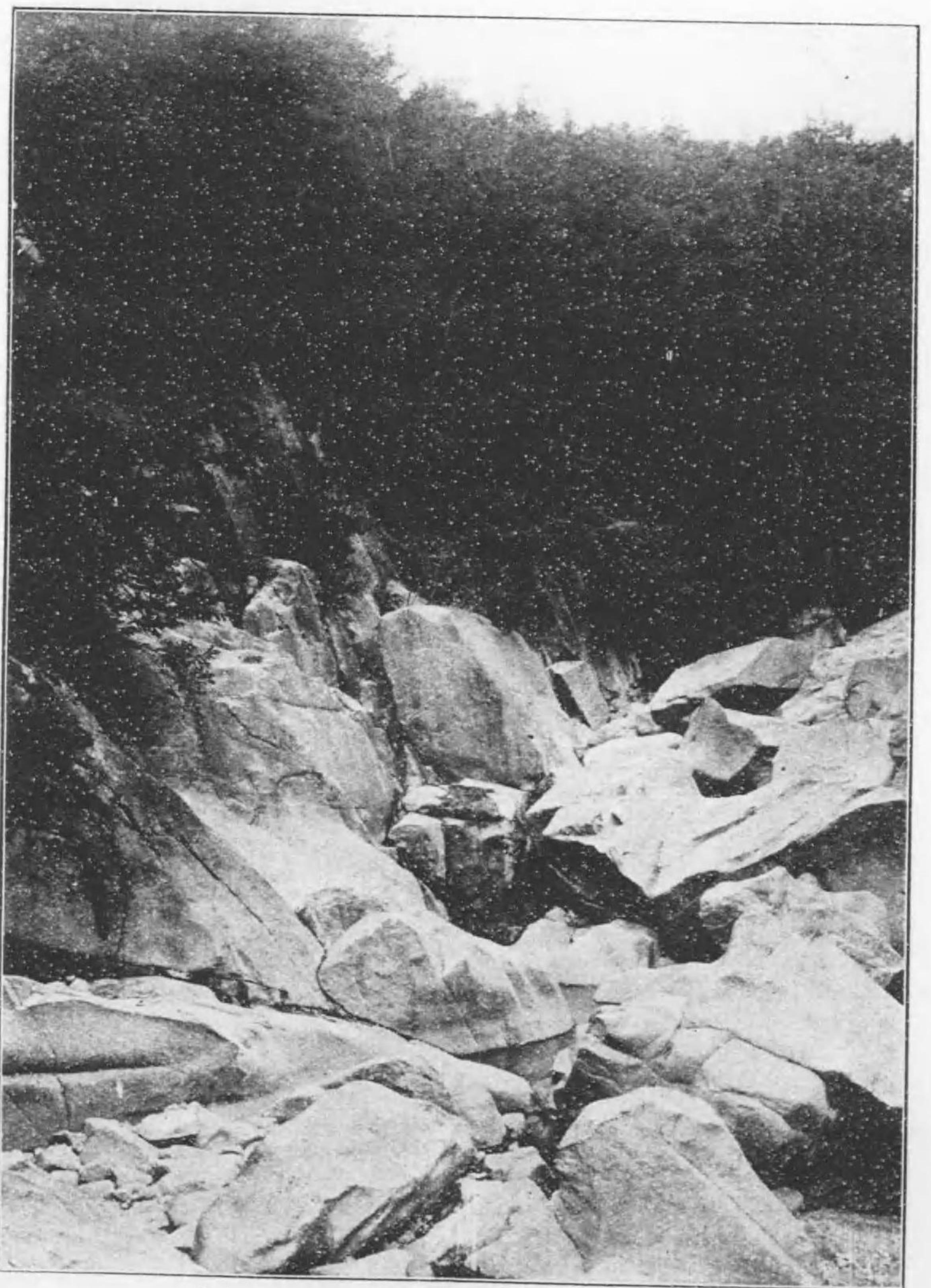
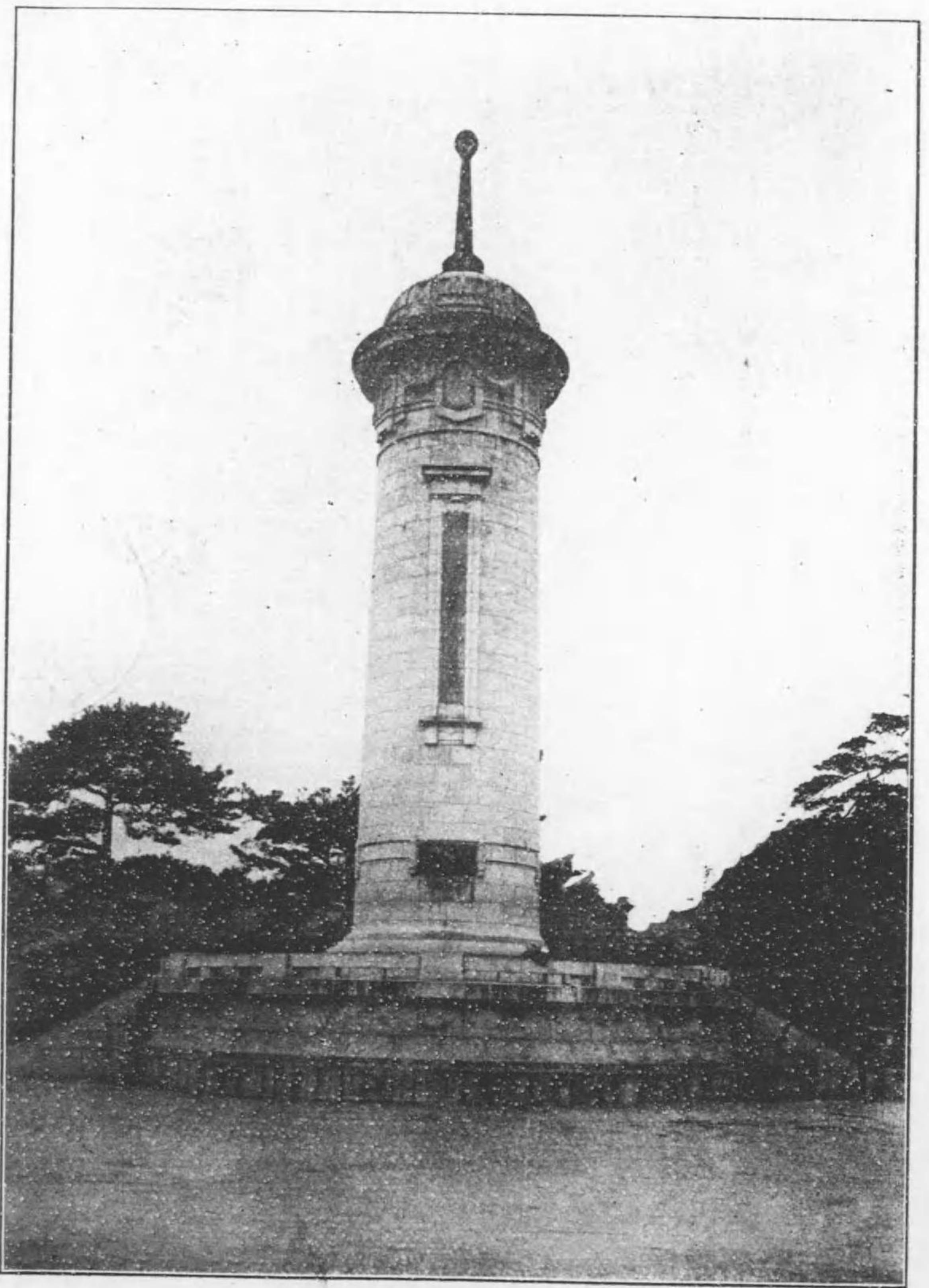


二 河 公 園 之 一 部



瀧の河二



碑記 船水潜宮の銅

の労働者も多く之れに加はるを以て翌日の就業に妨害少からず爲めに例年警察署の注意を受くるも容易に防遏し得さる有様なり又移住者間にありても一地方より來集群居せるものに於ては其の郷里の踊を催すもありといふ

第十六章 名勝古蹟記念物

本市は北方に巍峩として雲表に聳ゆる灰ヶ峰あり南方は蒼茫たる吳灣に臨み其の景既に秀麗加ふるに海軍鎮守府の偉觀あり殊に軍港の夜色に至りては其の美筆紙の能く盡す所にあらず故に本市全体を勝地として他に誇るも敢て不可なるへしされど一小區域の名勝古蹟記念物ともいふべきものは僅かに數指を屬するに過ぎざるなり今之れを左に順次列記すれば

第一節 湯舟

市の東端和庄町清水上通檜垣谷の奥にあり夙に小公園の名あり古松老杉亭々として聳む前面は市街の全景及び港灣を一眸の内に收め谿谷の巖隙より湧出する寒泉は清冷水の如し此の水は古來醫治に効ありと稱して冷溫兩種の浴場

を設け客を延けり又料理店茶店綠蔭に點在し頗る雅趣に富む四季興盡きされとも殊に夏季は遠近より浴客群集し寃に避暑の好適地なり傳説に依れば往時弘法大師諸國巡錫の際開きし所なりといふ

第一節 二河の瀧

二河の瀧一に二峽の瀑の雅稱あり二河川を遡ること十餘町の山間にあり岩石重疊し樹木鬱蒼として翠綠滴るか如し雌雄の二瀧高く相對峙して素練を晒すかと凝はる水聲潺々として淵底に鳴り風景幽趣を極む傍らに觀音堂あり又海軍第二水源地として吳市分水の水源地なり

第二節 二河公園

市の北方莊山田村にあり元海軍射的場なりしか大正二年八月三萬二千三百三十六坪代價八萬三千圓にて政府の拂下けを受く大正四年十一月御大禮奉祝記念事業として公園の起工に着手し漸く其の竣工を告げたるのみ未た以て古色の掬すべきものあらずと雖も庭廣く水清くして四時の花卉亦乏からず園の北

西には關西一の野球場ありて常に憂々の音絶ゆることなし

第四節 鯛の宮の記念碑

莊山田村三津田にあり傳ふる所によれば古地方の漁民か海の幸を祈る爲めに鯛魚を献せしより其の稱起れりと云ふ境内に第六潛水艇遭難者記念碑あり時は明治四十三年四月十五日艇長佐久間大尉外十三名は第六潛水艇に乗組み周防新港沖に於て演習作業中潛水の儘悲壯の最期を遂げたり而して艇長始め乗組員一同は意氣壯烈舉措其の宜しきを得從容自若として死に就き聞くもの感奮興起せざるはなく遠邇翕然吊嘆す乃ちこれを遺族に頌ち且つ之れを不朽に傳へんか爲め其の餘財を以て茲に記念碑を建設したるなり碑は圓筒形にして塔の高さ地盤より頂上に至るまで六十二尺三寸太さ下部直徑十六尺上部直徑十尺五寸此の工費一萬七千九百十八圓餘明治四十四年八月起工大正元年十一月竣成せり

第五節 烏子島

吳港の南方近海に亘巖の突兀たるものあり上に松樹鬱蒼島影倒に波間に映する所雅趣殊に深し是を鳥子島と稱す口碑の傳ふるところに依れば往時嚴島彌山に住むの神鴉毎年紀ノ國熊野に歸るの時其の子鴉慕うて此の島に來り母鴉と別を惜むこと極めて悲しく双々島上に哀鳴して情緒纏綿踟蹰相去る能はさるの狀あり遂に鳥子島の名を得たりといふ事小説に類すと雖亦一味の詩趣なきにあらざるなり

第六節 莊山田上下の堰

莊山田村に長渠あり延長五十町餘今を距る百七十餘年前の築造に係るといふ長渠に上下の二線あり蜿蜒として山腹を遶り以て村中を貫き田畑に灌漑し五穀爲めに豊饒を得今此の築造前後に於ける事情を案するに

抑々莊山田村の地形たる由來灌漑の便に乏しく村民擧けて夏作畊物を主としある所の蜀黍類の如き微益を以て僅かに貢米に代ふるを得し程にて民力量を逐うて罷弊に傾けとも之れを極ふへきの道なく偶々一二の有識者ありて二河の平より一長渠を疏鑿し以て灌漑に資するを得は瘠地は變して忽ち沃土となり永く村民の究乏を免れしむへしと唱ふるものあるも嵯峨たる山谷未た曾て一人の敢て其の舉を企つるものなかりき然るに同村の里正に熊崎新左衛門といふものあり父祖の業を繼き専ら農事に心力を盡せしか夙に此の舉の遂げざるを悲み村民を誘導して毎夜松明を点し遠く火光を見て高低を測り享保九年遂に官に上書し長渠(今云ふ下)を開築す官爲めに銀八百匁(斗三升なり)を貸與せらる是に於て同年六月上旬起工せしも水源以南は總て山勢嶮岨にして數十丈の斷崖絶壁あり而も其の山腹に一經を開通するにあらされは水脈を洞達するに由なし故に村民皆此の役に從ふ事を躊躇するの状ありき新左衛門自ら率先して断崖に登り絶壁を攀ち鍬を探り鋤を用ひ日夜寢食を忘れて工事に從ひ神佛に祈り村民を勵まし小利害小名譽は措いて顧みず只管闇村の休戚を念とし全心全力を擧けて此の役に盡したり是に於て丹誠の感格する所村民奮勵興起競うて出役し一致協力其の事に當り日ならずして其の功を成すを得たり即ち同年七月下旬に至り水脈五十有餘町の下流字山田なる茆地谷といへる處に漸く疏通するを得き是に於て沿渠の乾田は始めて豊饒の秋に遭遇するを得たるを喜び續て上井手の目論見を起したりしも天壽彊りありて享保十三年二

月十四日六十五歳を一期として歿しぬ當時村の組頭を勤め居りし九右衛門なるもの（今は其の姓を知るに由なして其）代りて其職を嗣き新左衛門の意志を繼き享保十六年五月を以て上井手開拓の起工をなす官亦之れを嘉して飯米五十四石三斗五合を貸與すかくて同年八月下旬に至り漸く字庄の畠の原まで水脈を達するを得き此の工たる地質硬砂にして穿掘に難し加ふるに線脈山腹を一周するを以て延長殆んど五十四町の長きに涉り當初の計畫通り山田邊に水脈を通すること能はさりきと雖も之れか爲めに同村を益すること實に百有餘町歩の廣きに及び從來の疲田をして永く灌漑の利を得しめ年を経るに従ひ變して良田となる村内の福利を増進せしこ大なり是れ固より官の救助與りて力ありきと雖も新左衛門か赤心身を抛ちこの舉を發企經營せしと當時の村民か非常の勞苦を盡せるとの致す所ならずんはあらす唯此の長渠たる断崖の高き數十丈に亘りて疏鑿し難きもの或は寃を以て小路を補ひ或は石垣を築きて水路を支ふるもの數十ヶ所あり故に時々石垣崩落の害と砂石埋沒の患とを免れず其勞費年々數十石に及ぶといふ

彼の春季苗代を耕種するの候より秋晩に至るまで農民は夜を日に繼て寸隙あ

るなし而も彼の偉業にして斯の無盡の損害あるは惜むへし是に於て村民は之れを神明の加護に仰ぐに如くはなしと延享五年六月二十一日地を一橋にトし一小祠を建て崇めて井手守明神今導元是なり神社と稱す又其の傍に新左衛門の偉業を後世に傳へん爲め一小石佛を安置し二河大井手諸事引受の主人の十二字を刻し毎年舊暦六月二十一日を以て祭日と定め祭事を執行し村民今に至るまで其の徳を追慕す然れども僅々十二字を刻するのみにては起工の偉徳を詳かにし難し是を以て宇都宮默齋其の他の先輩此の舉の表彰を企圖し文學博士重野安繹に碑文の撰を囑す其の文左の如し

莊山田村上下堰碑

距安藝國吳港北一里許有村曰莊山田其南面海西北則層巒複嶂一水自北來經村西境入海曰二峽川莊山田乏水利夏時早曠五穀不稔民種蜀黍轉售其所獲以充貢租熊崎新左衛門世爲里正常憂民力凋瘁將刊山導川以灌漑之覃思不年每夜設炬火於山上數處望以測地勢遂審其崇拜直之勢誘導村民起工川有二瀑就其下流築石堰通渠引水地極岨峻多斷崖穹谷樵蘇罕往衆皆趨起新左衛門履危冒險

挺身先衆諭以禍福利害辭旨憫惱誠見乎色衆皆感奮老少群走就役
梨樹剗巖用功萬余人閱日三十八日而竣享保九年六月也名之曰下井
手井手卽堰也渠長五十四町幅凡三間蜿蜒繞山腹直貫村中至其東
境茆地谷土惟潤澤水田大開廣島藩給銀八百目傾費新左衛門將更
通一渠會歿不果村人九右衛門者繼爲里正自下井手溯流二十町築
堰通渠長三十八町四十五間至畝原循新左衛門所經畫也畝原地質
疎鬆多砂隨鑿隨埋功竟止斯享保十六年五月起工至八月而訖石之
上井手藩又給以米五十三石四斗後十年九右衛門辭職新左衛門子
彌七爲里正繼前功補修匪懈而渠道往々缺陷灌漑不如意力困甚僉
謂如期大役宜仰神助彌七從之寛延元年建一祠於下井手稱井手守
明神自是渠通始得完云工師平十郎者二渠之役致力最大民至今稱
之自二渠成一所灌漑凡百餘町田疇綺錯禾穀茂々而孰知其初之爲磽
確不毛也益新左衛門續之於中彌七成之於終其工事則平十郎任之衆庶協心戮力經二十餘年之久可謂人和神祐嘉
惠後世者矣於是每歲六月廿一日舉祀典飲酒合樂以娛神且祭新左

衛門以下之靈報其功德遂胥謀樹碑圖不朽乞豫文之乃系以銘銘曰
二峽分源二堰溉田其源弗渴其潤無邊誰爲之者
善謀克績至誠感神功績乃完蜀黍充貢昔泣食艱
嘉穀盈畝今樂有年安藝之州樹藝維安莊山之田
倉積如山吳湊在邇軍防要津以備糧餉千艘万船
享祀以時及我先民追慕不已金石以傳

明治卅六年歲在癸卯六月上浣

正四位勳三等文學博士重野安繹撰

右の如く碑文は十餘年前に成れりと雖も何故か今に至るまで碑石建立に至らず

第七節 宮原村長渠

宮原村に爲藏といふものあり父を榮助といふ世々村の里正たり爲藏幼くして父を喪ひしか資性怜悧なりしを以て年僅かに十一にして善く父の職を繼けり爲藏志大にして行を慎み職を務むること清廉にして仁心深かりければ民の利

を興し害を除くこと尠からず就中其の功の殊に大なるは嘗て山を鑿ち長渠を作りしことなり初め村の北方海邊の地を闢きて四町餘の田を作りしか大谷の水北に向ひて流れ霖雨には洪水の害を免れかたしされど其の水を他に洩らさんには古田を壞るの恐あり是を以て數月工夫を凝らし別に長渠を作り川流を西に導くに若かしと思定め文化十三年十月愈土功を起し其の事に勝ふる傭夫十人を選ひて村中の洗足及び室瀬といふ地に渠を穿つこと各十間餘なりしか其間に塔ノ岡にて小高き山あり其山底を穿ちて洞となし水を通せんとは思ひけれども傭夫も山底に入ることなれば畏怖して進むものなく村民も斯る事は到底爲し得ましと思ひしか爲藏力を勵まし十人の傭夫を分ちて更番とし已れ傭夫の先に立ちて晝夜撓ます指揮しければ遂に山底七十三間を穿ち疏しぬ其の水渠通計九十間餘なるか凡七ヶ月間ににして翌年四月成就したれば人皆驚きたりとそ斯る程に新田古田共に水害を免るゝのみか水乏しかりし洗足の地も其の利を受けたりこそ文政五年正月賞して生涯社倉支配役同格を命ぜられ退職の後も其の格を失はず爲藏歿して後も村民此の恩惠を欣ひ慕ひ相謀りて碑石を建て其の事を勒し永く其の功澤を忘れすといふ

長渠之碑

吳鎮守府裏階段の下場
柳陰鬱たる林中に在り

興民之利莫大於闢田除民之害莫大於治水鑿闢之功固不_レ易而疏塞之功最爲難矣苟徒知興利而不知除害則其所以利之適所以害之也安藝郡宮原村里正勝房爲民請官闢村北瀬海之地爲田四町餘然休山之水經室瀬而北者勢衝新田一遇霖潦暴漲則將不免崩潰洩之他地則大費民力古田又爲之壞於是勝房積慮數月一旦擇雇夫勝事者十人晝夜更番以從其事先鑿村西洗足之地作渠深五尺許長十三間直至干塔岡又洞鑿岡底東西橫通者七十三間鑿室瀬者十五間漸而達干川乃壅川水之北流挽之而使潛行岡底出干洗足以注干海是以新古之田兩得其便而洗足之民七十餘家乏於水者亦大享其利云當其鑿岡底也雇夫畏縮無有深入者勝房身自率之指揮以進勉勵不倦喜焉勝房姓青盛氏俗稱悅喜爲藏世爲里正勝房幼失父歲甫十一繼父職後兼社倉支配爲人剛正和淳志大行謹清廉務職仁恕率下藩賞其功勞凡其平生爲民興利除害者不尠而此其最大者也役後村民戴

慕不已 欲下勒其事於石以傳無究上因勝房子敬直屬記於余敬直今爲里正嘗從予學頗知文字書其本末來請余偉勝房之功又嘉村民之志爲錄其梗概如上

天保九年戊戌秋八月

廣島藩侍讀 加藤景續撰書

口碑の傳ふる所によれば岡底を鑿つには雇夫畏縮し生還期し難きを以て家族打寄り水杯を爲し事に従ひきと亦以て當時の状態を窺ふに足らんか

第十七章 諸官衛及び團体

第一節 諸官衛

一 吳鎮守府

明治十九年五月第二海軍區鎮守府の設置を吳港に勅定せられ宮原村の地域に於て民有地を買上げ字塔岡を鎮守府本部所在地に定め明治十九年十月土工基礎工事に着手同年十一月建物工事を開始し同二十二年三月三十日之れが工

事を竣成し同年七月一日開廳す

明治二十二年四月二十一日明治天皇臨幸あらせられ開廳式を舉行せらる歴代司令長官左の如し

在職年月	官爵	氏名
自明治二十三年三月八日至二十五年十二月十二日	海軍中將	子爵 中牟田倉之助
自全二十五年十二月十二日至二十八年五月十二日	同	有地品之允
自全二十八年五月十二日至二九年二月廿六日	豫備海軍中將	林清
自全二九年二月廿六日至三十三年五月二十日	海軍中將	井上良
自全三十三年五月二十日至三十八年一月七日	男爵	柴山矢
自全三十八年一月七日至三十九年二月二日	同	馬新
自全三十九年二月二日至四十二年十二月一日	同	井上良
自全四十二年十二月一日至四三年三月廿五日	同	柴山矢
四年三月廿五日至四年九月廿三日	同	一治
四年九月廿三日至四年十二月一日	同	松吉
四年十二月一日至四年三月廿五日	同	松茂
四年三月廿五日至四年九月廿三日	同	友三郎
四年九月廿三日至四年十二月一日	同	和珍
四年十二月一日至四年三月廿五日	同	伊知地季珍

正五年十二月一日
至全八八年十二月一日

海軍中將男爵加藤定

村上格

吉任軍大將在職中海ラルニセラ

明治二十二年五月吳鎮守府に造船部兵器部を設置し同三十年五月造兵廠條例同九月造船廠條例發布せらる尋て同三十六年十一月海軍工廠條例を定められ各工廠を統一して造船造機造兵會計の各部及び需品庫を置くこととなれり同三十七年九月製鋼部を増設し同四十二年四月更に造兵部武庫を兵器庫に改め同四十三年一月造兵部を砲煩水雷の二部に分ち同四十三年二月火薬試驗所を増設し以て今日に迨へり

歴代廠長の氏名左の如し

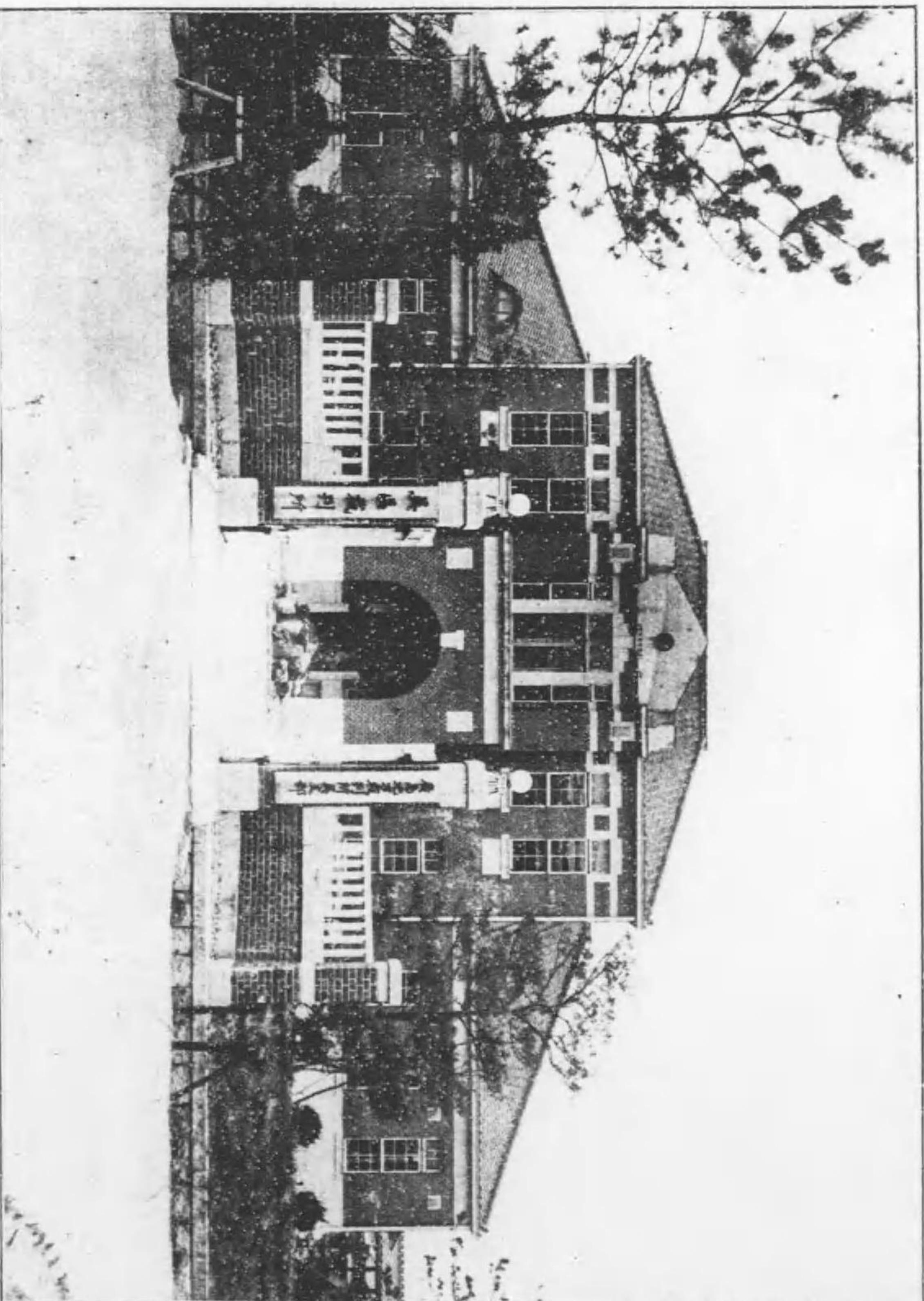
就任年月	官職	氏名
明治二十二年五月	造船大技監	赤峰伍作
同二十八年十一月	造兵少監	山内萬壽治
同三十年九月	造船大監	赤峰伍作
同三十年十二月	同	黒川勇
		熊治

同三十二年十一月	海軍大佐	山内萬壽治
同三十五年四月	造船大監	高山保綱
同三十五年九月	同	岩田善明
同三十六年十一月	海軍少將	山内萬壽治
同三十九年二月	同	北古賀升一郎
同四一年五月	海軍中將	伊知地季一郎
大正元年十二月	同	野間口兼
同三年四月	同	伊藤乙次郎
同四年十二月	同	小栗孝三郎
同六年十二月	同	森中野直枝
同九年十一月	同	山慶三郎
三 吳區裁判所		

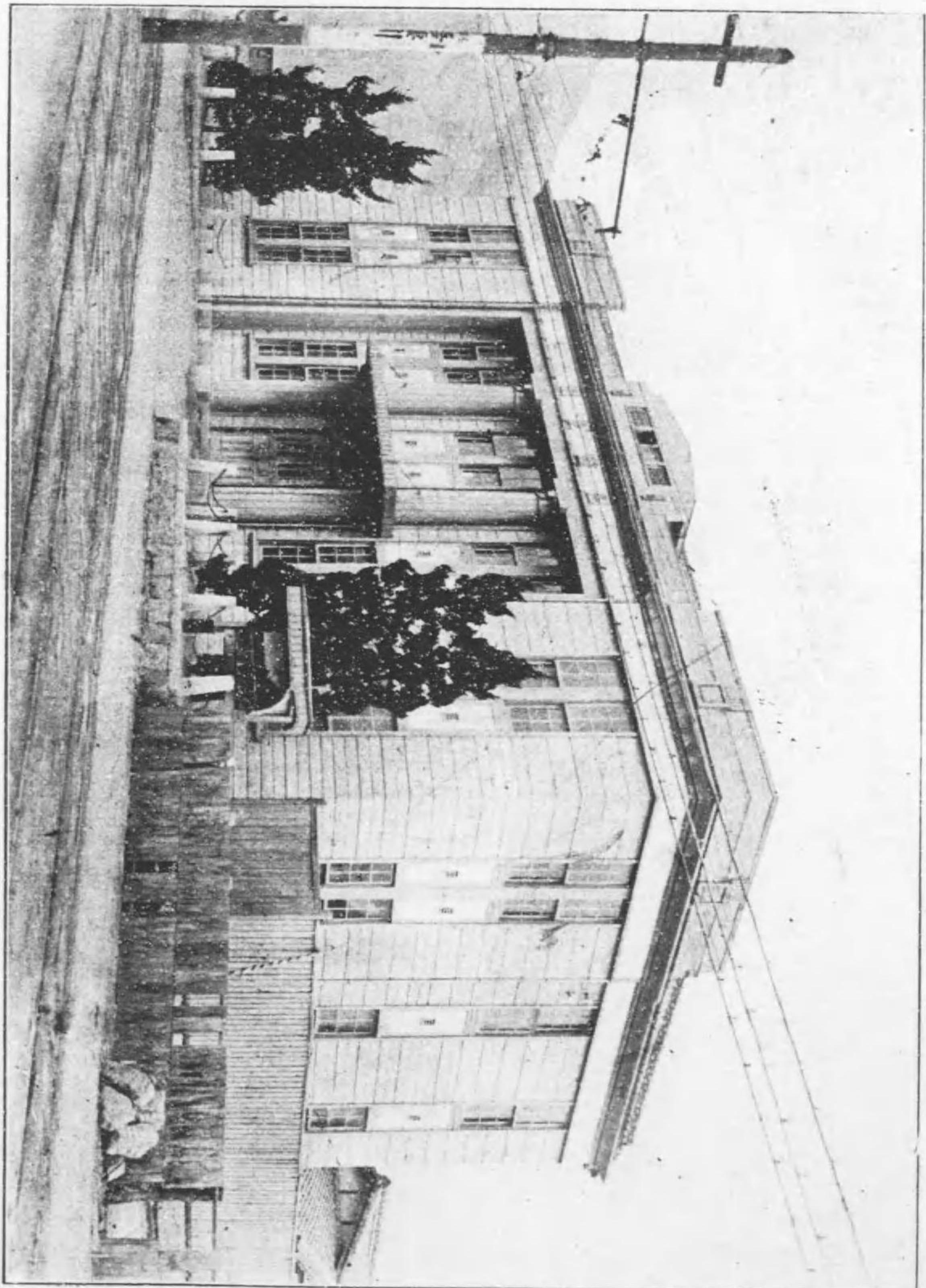
明治二十一年九月廣島治安裁判所吳出張所として設置せられ明治二十三年十一月治安裁判所は區裁判所と改めらるゝに至り廣島區裁判所より分離して吳

區裁判所と改稱せらる然るに時勢の進運に伴ふ吳市及び附近町村の發達は自然人事の複雜を來し裁判事務開始の必要生するに至りしか國帑遽かに廳舎の建設を許さず爲めに之れか開始の遅延を致せるより明治三十八年春時の廣島控訴院長一瀬勇三郎廣島地方裁判所長土井康太郎は吳市に交渉し其の結果吳市は廳舎を建築して之れを司法省に貸與すべきことを約して場所を吳市の中央なる藏本通六丁目にトし工費二萬一千圓を以て明治三十九年七月十四日工を起し同四十年三月竣工司法省に貸與したりしかば同四十年五月漸くこれか開始を見るに至れり其管轄區域は吳市及び安藝郡の内音戸町警固屋町本庄村焼山村大屋村吉浦村江田島村渡子島村倉橋島村上蒲刈島村下蒲刈島村佐伯郡の内三高村沖村大柿村高田村中村鹿川村津久茂村深江村飛渡瀬村賀茂郡の内阿賀町仁方町上黒瀬村中黒瀬村下黒瀬村廣村郷原村乃美尾村の市町村なり創立以來の長

監督判事 大 宅 伊 敏
同 秦 野 健 二
同 浅 田 六 郎



署務秘吳



創立以來の判事

同上檢事

中 場 彌 太 郎

帆

高

壽

一

秋

山

彌

助

威

太

郎

中

谷

貞

一

石

川

近

之

進

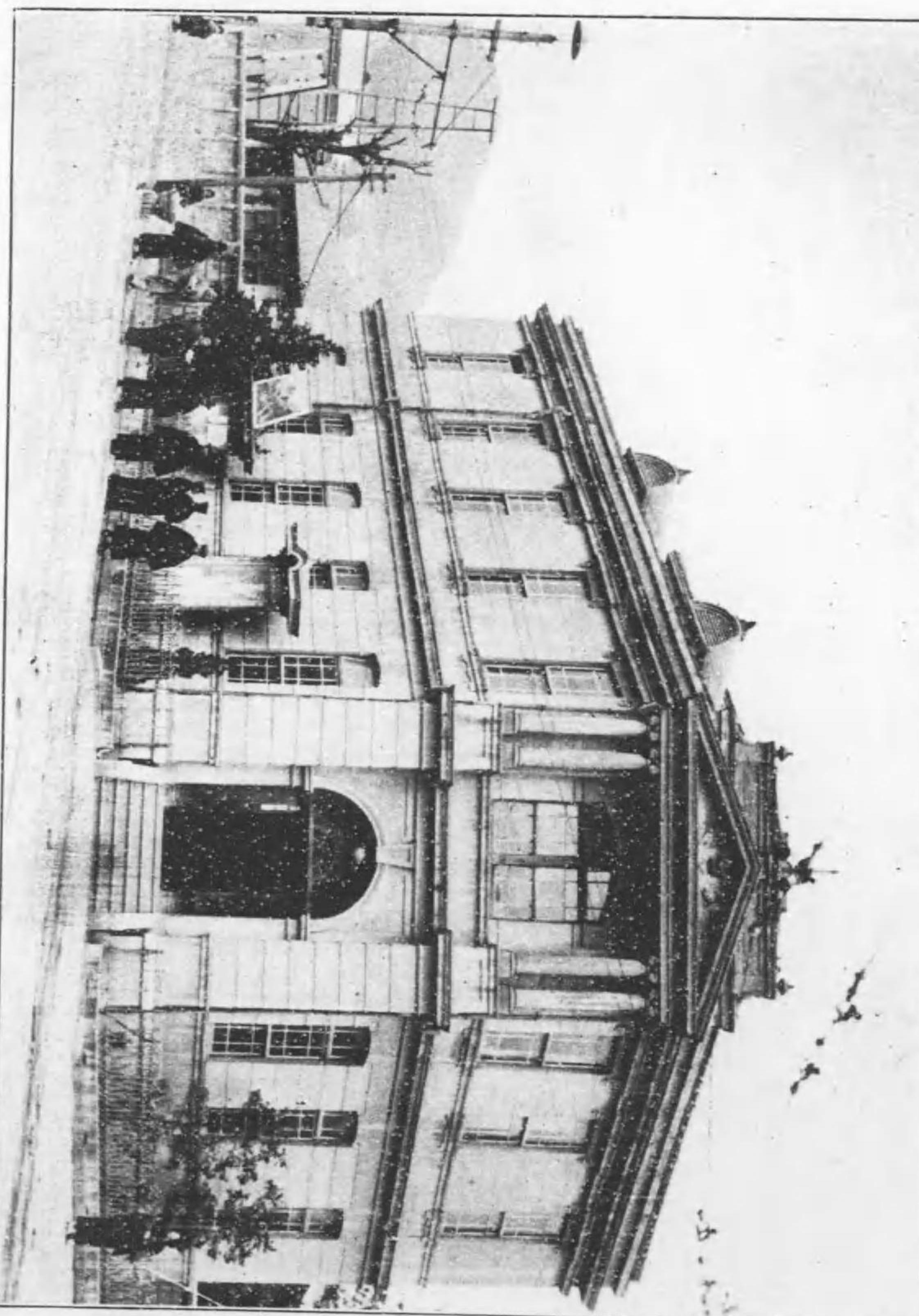
大正十年四月司法省は地方裁判所支部開設の目的を以て市に敷地寄附を交渉し二河公園内二千五百坪の地に國費を以て廳舎を建設し同年七月一日廣島地方裁判所吳支部の開廳を見たり

四 吳稅務署

國稅事務は初め府縣廳の所管にして明治二十三年十月一日廣島縣直稅署間稅署吳分署を創設せられ同二十六年十二月一日收稅署と改稱せられしか同二十九年十一月一日大藏省所管となり吳稅務署と改稱せらる初め吳市三城通一丁目にありしか同三十五年西本通五丁目に移轉し更に大正八年三月二河橋畔に

移轉す管轄區域は吳市並に安藝郡一圓にして職員は創設當時より明治三十七八年頃までは十人内外に過ぎざりしも漸次増加して現今は三十人内外に達せり歴代の署長は左の如し

收稅屬 黒 田 修	同 上 原 純 一
同 上 塚 本 政 之 助	稅務官 飯 田 貞 夫
稅務官 中 澤 儀 太 郎	同 上 祖 母 井 三 郎
同 上 村 岡 横 尾	副司稅官 岡 田 謙
副司稅官 岡 本 定	司稅官 田 邊 東 太 郎
司稅官 芦 澤 鈴 三 郎	同 上 原 土 忠 太 郎
五 吳憲兵分隊	
明治二十三年六月二十九日安藝郡和庄村九百三十七番邸に廣島憲兵隊第三分隊首部を設置せられ同年八月八日第三廣島分隊と改稱同二十九年五月二十五日廣島分隊支部と改稱せられ同年八月二十八日中通八丁目新築廳舎へ移轉し同三十一年十二月一日吳憲兵分隊本部と改稱せらる歴代の隊長は左の如し	
陸軍憲兵少尉 古 賀 要 三 郎	陸軍憲兵中尉 山 本 政 九



(明治二十三年六月二十九日安藝郡和庄村九百三十七番邸に廣島憲兵隊第三分隊首部を設置せられ同年八月八日第三廣島分隊と改稱同二十九年五月二十五日廣島分隊支部と改稱せられ同年八月二十八日中通八丁目新築廳舎へ移轉し同三十一年十二月一日吳憲兵分隊本部と改稱せらる歴代の隊長は左の如し)

陸軍憲兵中尉	龜山正篤	陸軍憲兵少尉	笠鶴章
陸軍憲兵少尉	楠本右之助	陸軍憲兵少尉	高橋良衛
陸軍憲兵少尉	鈴木武臣	陸軍憲兵大尉	池中弼德
陸軍憲兵中尉	松本奎彌	陸軍憲兵大尉	中條仙之助
陸軍憲兵中尉	齊藤七郎	陸軍憲兵中尉	岡村忠房
陸軍憲兵大尉	大久保金次郎	陸軍憲兵大尉	田中留次
陸軍憲兵大尉	鈴木武臣	陸軍憲兵大尉	齊藤七郎
陸軍憲兵大尉	新納三十郎	陸軍憲兵大尉	田利輝
陸軍憲兵大尉	神田長平	陸軍憲兵大尉	谷川貞次郎
陸軍憲兵大尉	山本喜房	陸軍憲兵大尉	岩佐祿郎
陸軍憲兵大尉	阿部高治	陸軍憲兵少佐	吉本淨

六 吳警察署

吳市藏本通三丁目にあり明治十九年十月和庄町巡查交番所を廢して新に吳警察署を和庄町に置く同三十一年八月現在の位置に移さる派出所駐在所の設置は幾多の變遷を経て今日に至り現在の派出所は湯之崎、花見橋、東泉場、和庄上、登

町、鹿田(以上和庄町)朝日町、荒神町、藏本通、公園通、今西通(以上莊山村)西本通、長濱町(以上二川町)神原(宮原村)吉浦(吉浦町)の十五ヶ所駐在所は坪之内(宮原村)莊山村本庄村焼山村大屋村の五ヶ所あり其の外吉浦町に巡査部長派出所一ヶ所あり開署當時より明治三十六年頃までは巡査総員三十名内外なりしか現在は警部三名警部補六名巡査百八十二名に達せり歴代の署長は左の如し

警部	三宅重茂	警部	向田幸藏
同		同	
同	太田邊瀧熊	同	四本研一
同	向田卓	同	大塚五郎
同	稻垣幸藏	同	大塚五郎
同	坂本五郎	心署長	安藤正次
同	米良忠親	警視	島田尙
同	澤本忠親	同	坂本忠供
同	飛由藏	同	島崎一
同	川嶋壽太郎	同	大野忠臣
同	下村憲	同	川義助



七 吳郵便局

明治七年一月安藝郡莊山田村に新設し莊山田郵便局と稱す同十五年四等郵便局同十九年三月三等郵便局となり同二十年四月同郡和庄村に移轉し吳郵便局と稱す明治十九年十一月吳鎮守府構内に電信取扱所を新設し官報のみ取扱ひ居たりしを同二十年十二月一日二等電信局に改め吳電信局と稱し始めて公衆電報の取扱を開始す明治三十年二月吳電信局を吳郵便局に合併し吳郵便電信局と改稱同三十五年四月吳市大字莊山田村字大新開二ノ割に移轉し同三十七年四月吳郵便局と改稱す同四十三年四月一等郵便局となり和庄通朝日町二川町本通西本通岩方通鎮守府構内の各局を管す歴代の局長を舉ければ左の如し

郵便取扱役 宮原幾之助 三等郵便局長 宮原幸三郎

二等電信局時代

遞信技手 小坂峻

同上 越智十造

電信技手 服部三郎

同上 村上得三

二等郵便電信局時代

通信書記 田中鋤彥

同上 宗像英爾

電信技手 服部三郎

同上 村上得三

二等郵便電信局時代

通信書記 田中鋤彥

同上 宗像英爾

通信屬 中本章三 同上 河原實也
同 中本章三 (二等郵便局時代)

一等郵便局時代

通信事務官補

河原實也

通信事務官補

楠野昇

同

井出義和

通信事務官補

三宅航一

同

淺井兵一

通信事務官

葉田鎬十郎

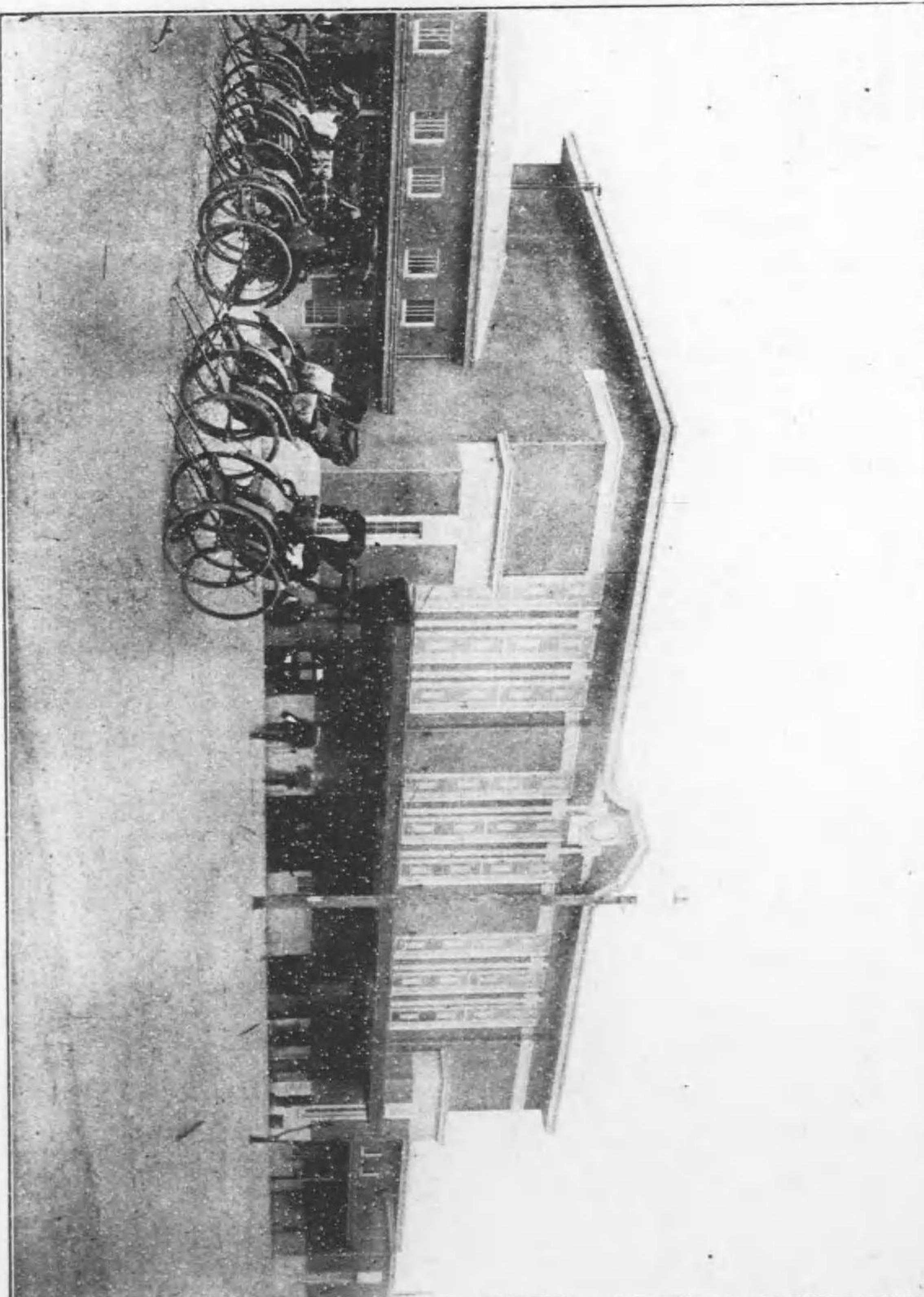
八 吳停車場

吳市今西通一丁目にあり明治三十六年十二月二十七日遞信省作業局管理の下に營業開始し其後一時山陽鐵道株式會社に貸附の約成り同社に於ては擴張の目的を以て更に荷物取扱所を設け旅客事務と分離し貨物運搬に全力を盡しつゝありしか明治三十九年鐵道國有の議起ると共に山陽鐵道會社も國有となり再び作業局の管理する所となれり明治四十二年四月貨物取扱を廢して驛と合併し總ての事務は驛長の監視する所となり爾後時代の趨勢に伴ひ多少の改良は加へられたれどもさしたる變動もなく今日に及へり歷代の驛長左の如し

伊原乙次郎

宮野健太郎

鶴繁太



渡 部 半 三 郎 渡 邊 季

九 廣島監獄吳出張所

吳市神田町七丁目にあり明治四十二年二月一日を以て開廳し爾來今日に及へ
り歴代の主任左の如し

看護部長 梶 山 龜 太 郎

監視部長

高 田 廣 吉

同

砂 田 榮 之 助

第二節 團體

一 吳海軍下士卒家族共勵會

海軍下士官兵家族の風儀を正うし精神の向上を計り且つ之れに生業を授くる
目的を以て明治三十七年八月時の吳鎮守府司令長官柴山海軍中將夫人の發起
に依り海軍高等官夫人等の贊同を得て成立し歴代長官夫人之れか會長となれ
り明治三十九年軍艦淺間より煉瓦造の倉庫一棟を贈られ同四十年には畏くも
一千七十五圓の御下賜金あり御下賜金有志寄附金寄附行爲者の出資資產より
生する利潤並に事業より生する収益等を以てこれが經營の資に充て其の成績

良好にして益々發展の氣運にあり以て今日に及へり

二 帝國海軍軍人ホーム

明治四十一年一月十一日十時菊なる一婦人吳市両城八十五番地に帝國海軍々人ホームといふ名の下に事業を創め以來入舍希望の軍人漸次増加し遂に家屋の狭隘を告ぐるに至り創立十ヶ月に満たさる同年十一月六日同町七十八番地に移轉し更に明治四十四年八月十五日清水通百七十六番地に移轉せり大正九年三月其の募集せる金一萬圓を寄附して財團法人設立の件を主務省に申請し尙適當の土地を選定し新築の計畫中なり同年七月許可せらる八月吳市莊山田村字二河平二千五百十七番地の四に二百四十六坪四合五勺の土地を新に建築すへきホームの敷地として購入し日夜寢食を忘れて奔走の結果遂に三萬二千餘圓の寄附金を得て大正十年三月起工し工事順調に進み六月末竣工せり二河の清流を俯瞰せる高丘に建てられたる瀟洒なる二階建洋館是れなり

該ホームは軍港地に於ける軍人重に海軍下士官以下の上陸外出後の行動に感するところあり之れを宿泊休憩せしめて暖き家庭的慰安を與へ家庭の情味を知らしめて社會より被る惡風の感染を避くると共に絶に精神上の修養を

積ましめ日々の軍事的教育と相俟つて品性の鍛練向上を計り健全なる軍人精神を養成せしめんとの目的により設立せられたるものにして設立當時は僅少の資金に同情者一両名よりの少額の寄附を合せて之れか經營に當りしか以來本事業の目的に賛同せるものを以て會員組織となし之れか寄附による金員並に篤志家の臨時寄附を以て維持しつゝあり

三 吳孤兒院

明治三十七年六月二十五日時恰も日露戰役に方り吳市の人口膨脹を極め社會の狀態險惡となりしに際し特に不幸なる孤兒貧兒及び之れに準すへき状況にある兒童教育の爲め清水實道の設立せるものにして其の位置は初め市内稻荷町に定めしも爾後經營の都合上各地に轉々し遂に市内東二河通六丁目五番地に移りき現今の院是れなり創立以來年を閱みすること十有六年教養せる兒童總數百六十餘人縣の助成金市の補助金特志家の寄贈金募集寄附金實業部の收入及び本院の雜收入を以て之れか經營の費に充てつゝあり設立者たる院長清水實道は不幸中道にして大正二年五月病歿し同年七月内田謹助之れを繼承し院長として經營の任に當り以て今日に及へり

四 吳施宿所

眞宗大谷派の僧侶左右田惠順吳市の社會狀態に鑑るところあり之れか救濟の目的を以て大正六年十二月一日公園通六丁目說教所内に吳施宿所を創設し幾多の究困者を宿泊救護し尙ほ職業紹介の勞を執りつゝあり各種贊助員の醵金官廳自治團體の補助金又は一般の寄贈金品を以て之れか維持に充つて雖も社會の狀勢は逐年救護者を増加し爲めに往々財政難を來すを免れず依て私財を投して苦心經營せり今日までの宿泊人千七百十三人職業紹介百六十一人飲食物を給與したるもの八十四人慰安及び教訓を與へしもの四十八人なり

五 吳保護會

黒瀬說教所主任満田惠順吳市の社會狀態並に時代の趨向に感する所あり人道の要求を充たし犯罪を防遏し不生產的人民をして勤勉なる聖世の良民たらしめ社會共同生活の安定に資す等の趣旨に依り市内佛教各宗派寺院住職の贊同の下に大正四年一月十二日廣島縣知事の許可を得免囚保護の目的を以て吳保護會を設立す其の後廣島縣聯合會保護會及び中央保護會たる輔成會に加盟し斯業界に立ちて業務の發展を圖りつゝあり

六 吳保護樹德會

大正三年五月十五日芝田道教之れを創立す同年九月十四日中央保護機關輔成會に加盟し更に廣島縣聯合保護會の統下に屬す創立當時は只單に仁愛を精神とする個人的經營なりしかこも社會の進運に伴ひ之れを社會的に變更し會則を改め會員組織となす大正六年十二月より感化部を置き免囚の外司法官憲の囑托に依る性行不良者の教養を開始す職員として顧問二十名監事會長副會長各一名評議員二十名理事二名事務員一名を置き保護の方法としては直接保護間接保護一時的保護の三種とし皇祖皇宗の神靈に敬事し皇室の尊嚴を講明し忠愛の精神を涵養するの外各自の宗教を尊重せしめつゝあり

七 吳佛教婦女會

佛教主義の下に婦女子の風俗を改善し品性の陶冶を圖るの主旨により大正五年六月前吳市長澤原俊雄夫人ナシ本派本願寺布教師久保玄又現市長天野健太郎夫人梢等發起者となりて創立す本部事務所は吳市草里町澤原別邸を以て之れに充て全市を六ヶ分會に分ち寺院を各分會事務所に充て各分會に分會長及び副長を置き本部之れを統一す毎年會費として三十錢宛を徵收し毎月各分會

毎に講話會を開催し且つ隨時名士を招聘し大講演會を開く其の費用凡そ毎年一千圓に上る大正八年現在會員三千五百名を有し近く社會的事業に手を染めんとするの計畫中なり

八 基督教婦人矯風會

明治四十一年三月吳支部を設置す吳市は軍港地にして會員の増減甚しく設置當時は會員五名にして現在に於ても平均六十名内外に過ぎず維持上一方ならぬ困難を感じつゝも基督教主義により禁酒禁煙の勵行を始め諸般の弊習を矯正し社會風教を高め且つ基督教を傳播し以て人生の幸福を増進するの目的により傳導部教育部風俗部家庭部交際部法律部等を設け各般に涉り活動しつゝあり毎年地久節には會員一同集合し特別祈禱會又は講演會を開き毎日二回二時間つゝ女中會を開き各自の望に従ひ裁縫細工物編物及び習字を教授し尙ほ基督教道德に基き講話を爲す其の他風教上に關し警察縣廳等に請願書を出し之れか改良取締を迫り或は音樂會講演會開催病人見舞軍人遺族訪問又は軍人歓迎に勤めつゝあり

九 日本赤十字社廣島支部吳委員部

日本赤十字社廣島支部吳委員部は元安藝郡委員部に屬せしも市制施行せらるゝに及び委員部も亦獨立するに至り明治三十六年九月事務所を市役所構内に置かる社員狀況左の如し

年次	佩有功章者	特別社員	修身正社員	正社員	修身贊助員	計
明治三十六年						八
全三十九年		三	四	四	七五	十八
全四十二年		三	四	四	七三	十八
大正元年	一	四	四	四	七三	十八
全四年		三	四	四	七三	十八
全五年	四	四	四	四	七三	十八
全八年*	七	七	三	三	三	十八

一〇 愛國婦人會廣島支部吳幹事部

愛國婦人會廣島支部吳幹事部は市役所構内に置かれ明治三十六年十一月の創設にかかる其の會員狀況左の如し

年	次	特別徽章	佩有功章	修身特別會員	特別會員	修身通常會員	通常會員	贊助員	計
明治三十九年				毛	毛	毛	金	一、三七	
全四十二年				六	五	三九	一、五九	表	二、三三
大正元年		一	四	至	五	三九	一、六六	夫	三、三〇
全四年	一	四	四	五	五	一、〇八	一、七四	夫	二、九〇
全五年	一	四	三	五	一、二五	九六	一、七四	夫	二、六二
全八年	一	五	三	六	一、一五	吉	二、七六		

大正七年春大戰後の影響を受け諸物價暴騰し幾んど底止する所を知らす然るに米價は一月以来石二百十四五圓に過ぎず七月に至るも未だ二十七八圓の上に出でさりしか七月下旬に入り急に擡頭し八月上旬には五十圓となり一日幾圓と昂騰し尙ほ止まる所を知らざるにより人心頓に險惡となり八月上旬富山縣滑川に米騷動起り米屋打破となり踵て東京大阪の各地に傳播し縣内にても

第十八章 餘錄 米騷動

八月十日三次並に廣島等に暴動勃發し同時に本市にも不穩の兆あり是に於て市長は種々其の緩和を策り且つ之れか警戒を怠らさりしに八月十三日夜暴徒の一班二河公園に集會し示威煽動的演説をなすものあり最初は四五十人の中隊稻荷町より繰出し沿道の人員これに加はり松本町衆樂園の邊にては幾百人の集團となり數隊に分れ其の一部は二川町方面に一部は和庄町方面に向ふ此の間暴徒並に彌次馬益々加はり多大の群集となり更に幾小隊に分れ宮原村の一部落を除く各所に於て暴行を逞うす是に於て海軍は本縣知事の請求に依り武裝海兵一ヶ中隊は吳市役所を本部とし今西通熊橋醤油店を分遣所として専ら堺川以西警備の任に當り在郷軍人吳分會第七分會員四十名も亦海軍警察協議の上海兵の一隊に加はれり

和庄町方面に於ては同しく一ヶ中隊和庄町憲兵分隊を本部として東本通中通等目貫の場所の警備に當り他の一隊は吾妻町三宅酒場を本部として附近一帯の警戒に務め同時に吳軍人會各分會は各分會區域内の夜警の任に當れり然るに是の夜米穀商店は大小なく破壊せられ在庫米は殆んど皆暴徒の蹂躪する所となり是に於て或は店頭に「米三十錢で賣ります」「白米二十五錢にて差上

けます等の貼札をなし以て被害を免れんとせしか容易に鎮靜の状なく加ふるに明十四日は晝夜を通して酒屋吳服屋の順序にて破壊すへしなと種々なる流言蜚語ありて民情頗る惄々たりき

翌十四日海兵の一隊は軍樂隊を先頭に警戒の意を標したる大旗をかさし市内全般に涉り一大示威運動をなせり同夜は前夜に比し一層の警戒を加へたれども其暴更に甚しきものあり被害の状態は宮原方面を除く各所の米穀商は何れも暴徒に襲はれ強請的に白米一升を二十錢にて賣却すへきを誓はしめ尙これを店頭に貼札せしむ加之商品を街路に亂擲し家屋家具を破壊し又清酒醤油等の醸造家を襲ひては清酒一升を二十錢に醤油一升を十錢にて賣却すへく強求し酒造家にありて亂暴の極放火三度に及びたりしか幸に大事に至らずして止みき其の他吳服店も亦店頭を破壊せられしもの二三あり而して購買者は暴徒に追隨して米穀商及び酒並に醤油醸造家の店頭に群集し米穀商は忽ち在庫品を賣り盡し尙ほ恐怖の餘り營業を休止開店するに至り酒醤油醸造家へは警察署より其の賣出しを禁止するに至れりこの夜十一時頃遠藤酒造場附近を警戒中の軍隊暴徒と衝突し始めは武器を用ひさりしも暴徒の勢盛んとなり遂に武

器を用ふるの已むなきに至り一時は大混亂を呈せしか之れか爲め忽ち鎮靜に歸するを得たり殊に本通中通七八丁目憲兵分隊筋に於ける暴徒は最も猖獗にして其の警戒隊との衝突は實に悽惨を極めき

是等騷擾に關し其の損害の程度は詳ならざれども蓋し巨額に達せしものあらん十五日以後は全く鎮靜に歸したれども市民の不安は益々甚しく或は相戒めて軒燈の点火を中止するあり或は相約して夜間の營業を休止するあり各町深く警戒して自衛の法を講せしを以て兵力の援助も漸く其の必要なきに至り十九日正午に至り軍隊は撤退し茲に暴徒騷擾は一段落を告ぐるこゝなれり是に於て全市約十人の米穀卸商及び三百五六十戸の米小賣商店は一切閉店するに至り已むなく市役所に於て之れか買入れをなし十一月まで市民に供給し十一月に至りて米穀商の約三分の一開業するに至れり

暴徒勃發騷擾當時の概況は以上の如くなるか尙ほ参考として當時の日誌を録すること左の如し

五月十一日 外國米指定商に關し廣島縣內務部長より左の通牒あり

近時米價異常の昂騰を來し社會上由々しき困厄を生し各般事務の發達に多

大の影響を及ぼし益々困窮に陥りつゝあるの情勢を呈し殊に曠古の時局に際會せる當今に於て到底黙過すへからるもの有之乃ち今回愈政府に於て外國米の管理を行ひ指定商をして之れか販賣をなさしむること、相成候に付ては深く其の趣旨を体し専ら公共的精神を以て茲に外國米の消費を一層旺盛ならしめ以て米價の緩和を圖るに努むべく其の筋より通牒來候條相當御斡旋相成度

五月十七日 外國米管理に關し米穀商組合等に對し薄利需用に應する様諭達方内務部長より通知

五月二十一日 物價調節の爲め外米食用獎勵試食會開催の件に付内務部長より通牒

五月二十三日 外米獎勵の爲め外國米の使ひ方六百枚を印刷し各町惣代並各米穀商に配付す

五月二十四日 外國米需用に關し市内各學校官衙銀行等に通牒同日外米買入方承認の儀に付吳穀物商同業組合組長林良平より申請あり市長副申の上直ちに臨時外米管理部長宛發送

五月二十八日 外國米管理に關し内務部長より通牒
六月八日 外米買入に關し調査方内務部長より照會

五月二十日より本日まで吳市内米問屋にて買入れし外米は千五百十五俵にて一袋容量平均六斗六升五合として十七石四斗七升五合なり

六月十九日 丸粒の外米を碎き又は丸粒の外米中より碎米を選出し工業家に賣付くる者の取締方内務部長より通牒

七月十八日 外米をニジ米(掃寄米減米)と稱して飴原料に使用者注意方内務部長より通牒
七月十九日 内地米の在米調に關し内務部長より通牒

七月三十一日 内地米在米現在總數量三千八百十一石なり

八月五日 内地米在米調に關し内務部長より通牒内地米在米五十石以上所有者十六人にして二千四百七十八石なり

八月六日 外米賣買に關し内務部長より照會

六月九日より七月三十一日までに外米千七十六石一斗二升を買入れ賣盡す
八月十日 市役所に臨時救濟課を設置し參事會室を之れに充て計數總括係町
惣代配給係現品交付係研究民救濟係運送係米穀商復活係米輸入係警備係精米係
寄附金係等を置き市吏員を以て之れか事務を分擔せしむ

八月十二日 宮原區民大會を同區觀音堂に開き刻下米價の暴騰に對し大英斷
の措置に出つる様政府當局を鞭撻督勵應急の處置に出てしむるやう期す

同日 市役所議事堂に吳穀物商組合役員を招集して米廉賣に付協議す

八月十三日 當夜市内各所に暴徒起り騷擾す

八月十四日 昨夜來勃發の暴徒市内米穀商を襲ひ在米を強買し家屋家具家財
を破壊する等亂暴を逞うし米穀商は在米は賣盡し仍ほ恐怖の念を懷き閉店し
たるより忽ち糧米需給の道を失し市民一般不安の念益々加はり人心洶々たる
を以て市長天野健太郎は其の善後策につき市役所幹部員を集め左の通り協議
す

一緩和策 嚴重なる警戒を海軍に依頼して寸時も早く市民に安心を與ふる

様力むる事

二今後の米の需給方策(イ)現在米の保護に力むる事今十四日廉賣すへかりし
百石と米屋より處分は無條件にて市に依托するものは總て市の安全なる
所(海兵團)にて保存すること尙ほ外米の購入に努むること内地米の移入は、
杜絶せざる様努力すること但し米穀商人取合はされは商工會に依託し市
と互に助力し米は可及的集中一日も早く準備して供給する事(ロ)供給は市
と商工會と價格を協定し從來の米商に得意先關係の少量づゝを一定の手
數料にて取扱はしめ一面臨時公設市場を設けより以上の廉賣を以て之を行ふ事(ハ)公設市場の設備費及び米の運搬費は市費とし廉賣費は義捐金を
以て之に充つる事

三究民救濟は別に調査し義捐金を以て之に充つる事

同日市吏員を市内重なる米穀商家に派し左の趣旨を通知す

一吳海兵團に當廳吏員出張致居候に付在米の保管を市長に委托せらるゝ向
は海兵團まで持參の事

二依托米の處分に就ては絶對的無條件にて市長に委任を承諾の事

(翌十五日より二十一日までに無條件提出者三十一名白米五百八石八斗
玄米七百八十九石一斗なり)

同日 廣島縣知事より米價暴騰に付御内帑金下賜並に政府支出金に關し左の電報あり

米價暴騰に伴ふ一般究乏の状況を聞召され今回特に御内帑金三百萬圓を出し賜はり救貧費に充つべき様御沙汰あらせ給ひ尙ほ政府は國庫より差當り金一千萬圓以内を支出して貯藏米を所有者より買收し之を必要なる地方に分配すると共に益々外國米の廉賣供給を圖り必要に應しては強制買收の途を講し以て救濟の目的を達成する事に決定せるに依り聖恩の御趣旨を一般に承知せしむると共に此際速に適當の措置を探り救濟の實を擧げ以て一般不安の念なからしむるに努むへし

同日 外國米購入に關し外米管理部長に宛左の通り申請す
一外米五千袋也

右は米價暴騰の爲め昨夜來本市に暴動起り米穀商は悉く襲撃を受け強制的に價格を石二十圓とし掠奪同様に在庫米全部を瞬間に持去られ穀物拂底忽

ち十三萬五千人の市民(一日少くとも三百石)の食糧に差支ふるも米穀商は恐怖して輸入を講せず依て臨時公設市場を開始し以て應急救濟を施し居候得共在米幾千も無之候に付外米前記の通り速急御賣渡の御詮義を得度此段申請候也

同日 内務部長より左の通り電報あり

内外白米の廉買方法を設けられ居れは其方法及市場取引相場廉賣價格並補給方法返電あり

同日 米價問題に就て市民大會を和庄町吳座に於て開會する旨新聞に廣告をなしたるか今日の場合民心を煽動するの虞ありとて之れを停止したり
八月十五日 昨日の照電に對し市長より左の通り返電せり

一昨夜より暴動起り昨夜は殊に熾なり軍隊出動中なり市は救濟の爲め本日より四ヶ所に公設市場を開き内地米一升二〇にて廉賣し有志者の義捐金を以て補給することゝせり

同日 米廉賣に關する調査委員會を吳市役所に開く協議事項は今後の方針にして概要左の如し

一米の補給潤澤を圖ること

二市保管在庫玄米の精白は三宅酒造場又は遠藤酒造場に依託すること
三市内各銀行其の他倉庫の在米を調査すること

四阿賀町倉庫にある本市在住者の權利引取方法を講ずること

五外米取寄せのこと

六新原其の他の商店の買約済未回着米を調査すること

七米買入其の他調査の爲め商工會より米產地へ委員派遣のこと

八中流階級者の食料拂底を救濟する爲め五番町尋常小學校内に明十六日一日丈け特別發賣所を設くること但し特別發賣所に於てする價格は内地米

一升に付四十錢とし一戸三升までを賣渡すこと

同日 中通各町有志者市役所に出頭米需給並に暴徒警備に關し市長に陳情

同日 米廉賣方法を改定し其の實行を左の通り廣告す

廣告 米の廉賣左の通り本日より施行す

一價格 一升に付金二十錢

二販賣ヶ所 東本通小學校岩方小學校両城小學校宮原小學校

三販賣時刻 午後一時より四時まで

四注意 一戸一升又は二升に限る所定の數量を限りとす釣錢を要せざる様持參せられたし

大正七年八月十五日

吳市役所

本日より翌十六日まで二日間市吏員數名つゝ出張米廉買を實行せり其の間に
於ける販賣石數玄米二百三十三石七斗八升白米百五十七石四升なり

八月十七日 暴動鎮撫に關し吳鎮守府松村參謀より左の通り通知あり
去る十三日暴動勃發以來廣島縣知事の要求により兵力を以て安寧維持方御
援助致來候處幸にして速に鎮靜に赴きたるは御同慶に堪へさる處に有之候

堵過日の例によれば暴徒の數は小數なるに拘らず群衆の所謂彌次馬的行爲
の爲め徒に騒擾を大ならしめたのるみならず軍隊の行動をも著しく障碍し
若し群衆の騒擾なかりせば暴徒のみにては騒擾は成立せざりしに非すやど
も被認候に就ては此際警察官吏とも御協議の上市民一般に能く自省して豫
め聯合自衛策を講し置き暴徒をして徒に暴威を逞うせしむることなき様又
軍隊出動の場合は可成屋内に入り軍隊の行動を自由ならしむる様御取計を

得度

八月十七日 本日よりは各町惣代に前以て受持部内の一 日分入用米數量を概括取調報告せしめ市役所に於て適當に之れか取捨増減を行ひ以て各町の配給量を定め町惣代に日々其の定量を渡し町惣代は部内希望者に外米一升二十錢内地米一升三十五錢にて配給せしむ又團体よりの需用者に對しては市に於て特に便宜供給の道を講すること、せり九月九日までの販賣石數は外米三百九十三石二斗六升白米四千十石三斗五升なり

八月十八日 市長は市民一般生計の安定に關し左の通り諭告せり

近時米價頻りに暴騰し一般生計の安定を脅すに至れるは洵に憂慮に堪へざる所なり聖上陛下深く御軫念あらせられ畏くも國民救濟の費として御内帑金三百萬圓を下し賜はり本市は金六千六百五十七圓御下賜の恩典に浴す聖恩無量誰か感泣せざるものあらんや又政府は優渥なる聖旨を奉戴して國庫金一千萬圓を支出し貯藏米を所有者より買收し之れを必要なる地方に分配すると共に外米廉賣供給を計り其他必要に應しては強制買收の途をも講ずる爲め既に穀物收用令を發布せられ一全國有志者義捐金も相當其筋より本

市に分配せられ一、本市篤志家亦巨額の義金を出捐して救濟の費に充て一、當市役所にも臨時救濟課を設けて究民救濟食米の供給一般物價の調節其他社會政策の實行を期する等上下百方心力を盡して時難救濟の道を講し且今や我國は時局に處して出兵の事あり遣外の將卒をして後顧の憂なからしむるに努むべき秋に際し一朝不慮の騷擾を來し忽ち秩序を亂し安寧を害し業務を妨げ寢食を安んする能はざるに至らしめたるは洵に痛歎に堪へざるものあり各自宜しく世界の變局に鑑み深く聖恩の優渥なるを念ひ當局の意の存する所を諒とし徒に危惧の念に驅られて却て荒區に陥るを避け庶幾くは各自其職分を守り安心して其業を開き倍々精勵以て聖恩の萬一に奉公し時難の救濟につとめられんことを

同日 本縣農務課長に米買入れに關し左の通り打電

十日以内に三千石頼む少しにても宜し値段任す電信あれは金送る

八月十九日 兵力撤退の件に關し吳鎮守府司令長官より左の通り通知あり

今回の市内騷擾に關し過般來兵力を以て御援助致來候處引續き靜穩にして自衛の方法も能く整ひ最早兵力の援助を必要とせざる程度に達せりと認め

候に付本日正午を以て該兵力を撤退致候條御了知相成度廣島縣知事へは其旨電報致置候

八月十九日 究民救濟方法を規定し平素よりの困窮者並に一時的の生計困窮者を町惣代に依嘱して市吏員協力し警察署の調査を參照して殆んど晝夜兼行にて調査し資金としては御下賜金六千六百五十七圓全部篤志家の義捐金其の筋よりの配當金市費等を充て賑恤方法としては究民救濟(現金米券交付)廉賣米穀應急速配米穀商復活救濟(依托販賣等)を行ふことゝせり

八月二十日 先に申請せし外國米五千袋は本市臨時救濟所に於て廉賣のため賣渡すものに付至急詮議方申請す

同日 本日より向ふ四日間各新聞に救濟費金募集の廣告をなす

八月二十一日 市内米穀商全部を和庄町中通專德寺説教所に招集し吳警察署長米廉賣調查委員等列席の上米穀商復業に付協議をなし三十名の協議員を嘱托す

八月二十二日 御内帑金御下賜御禮の爲め特に市會を開きて左の通り議決す
議第六八號 御下賜金に關する件

御内帑金御下賜に付左記の通り御禮の執奏を乞ふものとす

伏て惟みるに 聖上陛下至仁至德近時米價暴騰に伴ふ國民困厄の状態を聞召され賑恤の思召を以て特に御内帑金を下賜あらせられ市民其惠澤に需ぶ聖恩優渥洵に感激恐懼の至りに堪へす臣健太郎茲に市會の議決を以て市民を代表し恭しく敬虔の微衷を表し奉る

大正七年八月二十二日

廣島縣吳市長勳六等 天野健太郎 誠恐誠惶頓首

右御執奏を乞ふ

大正七年八月二十二日

吳 市 長

宮内大臣宛

八月二十六日 米穀商復業に關し同業者委員招集

八月二十七日 米穀商復業につき各穀物商を堅徳寺説教所に招集將來は如何に爲すやにつき協議を爲し委員に一任することゝなる其の結果短期間に於て如何ともする能はす任意に復業するものは任意とし其他は收用令の適用を見て立案の外なしと決したり

八月二十九日 第一回賑恤を實行し二百二十四戸に對し總額金一千三百九十一圓三十錢内現金七百三圓二十五錢米券四千五百八十七枚此金額六百八十八圓五錢を見舞として交付す第一回の救濟給與に洩れたるものは現金を廢し只給與金を標準として施米券とし内地米と外國米とを半量つゝ給與し第二回以後に於てもこの方法に依ることゝせり

八月三十日 内務部長より米穀廉賣方法及び廉賣法整理に關し依命通牒あり九月七日 米商復業に關し米商委員三十名並米穀商同業組合事務員を招集し左の通り協定す

米は指定相場に依り代表的問屋か之れを取扱ふ市は將來の仕入に關しては極力盡力する事とし

一現在市役所に於て有する米(玄白千餘石)は中米(玄)三十三圓見當にて卸す事但外米は十九圓とす

二小賣相場は同業組合に於て協定申出て市の承認を得て之を公表すること但外米は小賣值段二十圓とす

三將來の仕入は市(縣廳をも經)に於て斡旋し實價を以て卸し其他は總て前各

項に準して取扱ふ事

四九日限り町惣代配給を取止め同日午後一時より市役所に於て在米を卸し十日より開業の事之か取扱特別委員として五名を選定の事

同日 米商復業に關する委員會の協定事項を各米穀商に又各米商復業し任意の販賣をなすことに決定せしにつき配米廢止の件を各町惣代に夫々通達す
九月九日 卸賣相場白米一等三十六圓二等三十五圓五十錢三等三十五圓玄米一等三十五圓一三十二圓まで小賣相場白米一等三十七圓五十錢二等三十七圓三等三十六圓五十錢と夫々決定

九月十二日 米商委員五名協議會を開き縣より仕入方の斡旋に係るもの催促し場合によりては市吏員及び委員出縣し依頼のことゝす
九月十六日 吳孤兒院に八十五圓吳施宿所に十圓吳保護感化樹德會に三十圓を夫々補給す

九月二十四日 収用令適用に關し知事及福山尾道両市に打電

九月二十八日 内務部長より米價益々騰貴し殆んど底止する所を知らす其の原因に付注意方通牒あり

十月一日 市に於てする仕入補給米に關する取締法警察に依頼指定商に注意書送付す

十月三日 市側委員會を開き廉賣の弊害百出するごとく商復業を計るごとくつ市財政上よりして中流以下にのみ廉賣券を發行し同時に米價は市場の相場に引直すの方案を別に具体的に提案すること廉賣券配付方法を消極的ごとく町惣代より取調へさせ其の者に交付することゝし之れを市會に協議することゝせり十月四日 米穀商復業するに至り米商委託販賣を廢止するに付左の通り諭告す

去る八月中旬暴動勃發し糧米の供給機關頓に休停するや本市は忽ち之が供給の圓滑と價格の調節とを企て以て市民生活の安定を圖るに汲々ごし爾來將さに二ヶ月に亘んごとす此間兼て米商者の復業の完からんことを企圖し九月中旬より市の買付米に若干の補給を爲しつゝ米商に委托的販賣を行はしめ以て今日に迨へり然るに今や米價再び暴騰し容易に低落の趨に嚮はざるは洵に遺憾とする所なり然るに大勢の嚮ふ所限りある市費の永く支へ得へきにあらず況んや應急の策繼續之を充うするに從つて種々の弊害を釀成す

るの憂あるに於てをや爰に市會の協賛を經て來十月五日限り之を取止め米穀商の完全なる復業を求めるごとく而して猶ほ米價騰貴の爲め市民の安危憂慮に堪へざるを以て之に處する應急の策としては別に或階級者の爲めに割引販賣の方法を設け市の財政の許す限り聊か這般の苦境を緩和するに力むる所あらんごとす此件更に町惣代を通して告達する所あるへしと雖も之が補給を仰かんとする向は便宜町惣代に申出らるへし希くは此際妄りに流言蜚語に惑ふことなく互に相戒め安寧秩序の保持に努めらるへし又由來米價の騰貴は他の諸物價に隨伴せること勿論なりと雖も種々の原因より需用供給の調和を缺き市場產地共に在米の拂底を告げ前途亦在米の缺乏を豫測するもの之か因を爲せるか如し各自克く大勢の歸嚮する所を案し外米其他の代用品を混食して内地米の消費を節約し食ひ延へを行ふこと刻下の喫緊の事たらすんはあらず而して一面業を勵み産を興し奢侈を戒め勤儉の美風を馴致し相率ゐて堅實なる民風の作興に努められんことを望む

十月五日 米穀商に對する配米打切に關し市會を開きて協議す十五日頃より配米打切りたゞと市長提案し結局期限決定は市長に一任し委員後任は市長指

名にて七名の委員を選定することに決定す

同日 従來の委托販賣方法は十月十五日限り之を廢止し米穀商の自由營業に任することゝし同時に或階級者(貧困者には既に救濟の施設あるにつき今回は五圓未満の家に住み所得稅を納めざるもの)に石に付二圓五十錢の割即ち二升券一枚金五錢の割引券を發行し之が取調へ交付を町惣代に依嘱することゝして其實行に關し町惣代並に米穀商に書面を發したり

十月十日 二升五錢の割引券廉賣法により本日より七日間を一回として三回之を交付す

三回の總交付戸數二萬八百十九戸にして總交付券數八萬七千二百十八枚なり

大正七年度廣島縣吳市特別會計臨時救濟費歲入出豫算

歲 入	豫 算					
	科 款	目	豫 算 額	種 目	豫 算 額	說 明
一御下賜金		六、五七				
二寄附金		四、〇〇				
三雜收入	一寄附金	四、〇〇	一御下賜金	六、五七		
三雜收入	一雜收入	三、一〇	一寄附金	四、〇〇	御内帑金下賜	
四繩入金	二繩替金戻入	三、〇〇	一不用品賣拂代	一〇	特志家義捐金概算	
歲入總計	一般會計繩入金	三、一〇	一米穀買入費	三、〇〇	米穀買入費繩替金戻入概算	
	一般會計繩入金	三、一〇	一繩替金戻入	三、〇〇	米穀買入費繩替金戻入概算	

歲 入	一 般 會 計 繩 入 金	三、一〇	一 米 穀 買 入 費	三、〇〇	米 穀 買 入 費 繩 替 金 戻 入 概 算	
	一般會計繩入金	三、一〇	一繩替金戻入	三、〇〇	米穀買入費繩替金戻入概算	
	一般會計繩入金	三、一〇	歲入出差引不足額補填	一〇		
歲入總計		八、〇〇		三、一〇		

歲
出

豫 算		豫 算		說 明	
科 款	目 項	豫 算額	種 目	本年度豫算	附 記
一救 助 費	一究 民 救 助 費	六,000	一究 民 救 助 費	六,000	五百戸一戸一日米價補給二十錢六 十日分
二補 納 費	一米 價 補 納 費	四八,000	一米 價 補 納 費	四八,000	米穀購入補充金並ニ運送品配給費 六千石分
三雜 支 出	一雜 支 出	二、七〇	一雜 支 出	二、七〇	器具器械費(百圓)印刷消耗品費 (三百圓)係員町懇代市吏員在鄉軍 人會等賞勵又ハ手當金(三千圓)其 他雜費(五百圓)
四豫 備 費	一豫 備 費	二、一〇	二米 線 買 入	三、七〇	概 算

歲 出 合 計	一豫 備 費	二、一〇	豫算外及豫算超過ノ支途ニ充ツ
全、000	全、000		

附 記

一臨時救濟事務に關係したる市吏員及び傭人等百六十七人に對し慰勞賞品を給與す其の金二千三百二圓にして最高額金七十圓最低額金三圓なり

一帝國在郷軍人會吳市第四分會並に第七分會は八月十八日より九月一日に至る十五日間吳市廉賣米取扱所たる東本通小學校五町番小學校及び林精米所の夜警に從事す會員は晝間自營業務あるに連夜忠實に其の任務を遂行せられ勤勞不尠に付左の金額に謝狀を添へ贈與したり

一金九十一圓(八月十八日より九月一日に至る十五日間)此出場延人員百卅六人第四分會に
一金七十五圓(八月十八日より九月一日に至る十五日間)此出場延人員九十人 第七分會に

謝 狀

本年八月暴動後本市廉賣米取扱所を設置するや夜間之か警衛に任し治安上
多大の利便を與へられたるは畢竟平素訓練の宜しきを得克く軍人精神を發

揮せられたる結果にして感謝する所なり仍て前記の金員を贈呈し謝意を表す

一配給米々價割引券取扱並に生計困難者取調等に關し各町惣代及有志者の勤勞不尠に付慰勞として百八十ヶ町惣代及び有志者に對し金千九百七十八圓を給與す其の給與額は十五圓十八人十二圓四十四人十圓百十九人なり

一吳市二川町米商實森作平は米騷動以來本市廉賣用米買入方に關し盡力せしに付感謝狀に金百圓を添付し贈與したり

一米買入に付一方ならぬ盡力を受けし下關市長及び鈴木組に禮狀
一米輸送上に多大の便を受けし三次驛長に謝狀

一米買入れの爲め地方へ吏員派遣せしめし際多大の援助を受けし双三郡長比婆郡長十日市町長に對し謝狀



◎本史の編纂に從事せしもの左の如し

吉村 豊隆（死亡） 河野 直太（死亡） 奥野 恭平（死亡）
吉武 枯柳（死亡） 植木 小市 村田 英司（前後二回）
辻 虎雄（死亡） 柿村 重松 熊田 育五郎

吳市史（終）

大正十三年六月二十八日印刷

大正十三年十二月二十日發行

編輯兼發行者 **吳市役所**

吳市中通五丁目十二番地

印刷者

一宮

一

印刷所

文鮮堂

印刷所

電話六三七

振替次版三一五三二番

複製

不許

製本所 佐久間製本所

吳市元町二番地

KI6Z-28

終

